

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2 内容

(1) 目標

育児・介護休業法に基づく育児休業や育児のための短時間勤務制度、所定外労働の免除、時間外労働・深夜業の制限、子の看護休暇、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇などの法令に基づく制度と、機構が法を上回り定めている諸制度について、職員へ更なる周知をすることにより制度利用の向上を目指す。

また、就業体験機会の提供その他次世代育成支援策を各施設が積極的に取り組みやすくなるよう、有用な情報提供を行い実施回数、内容の向上を目指す。

(2) 対策

- ① 諸会議、研修会の中で管理者に対して諸制度の趣旨、運用等の周知を行う機会を具体的に計画し実施する。
- ② 総務課等に諸制度の活用等に関する相談窓口を設置し、職員が相談しやすい体制を作る。
- ③ 諸制度について解説した新規採用職員研修資料等を活用し、窓口相談業務の円滑化及び対象職員への制度周知を徹底する。